

令和4年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施機関数 上期分 154機関（年間定例監査対象機関数271機関）

2 監査対象期間 令和3年度

3 監査実施期間 令和4年4月19日～令和4年11月8日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は、「毒物及び劇物の管理は、適切に行われているか。」を重点事項として実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

令和4年度上期分 A

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1	1							1	3
指導事項		45	8	23	9	14	9	1	2		111
注意事項		4	5	2	3		15	2	3		34
合計	0	50	14	25	12	14	24	3	5	1	148

令和3年度上期分 B

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1					1				2
指導事項		44	3	5	4	17	15		18		106
注意事項		2	2			2	14	2			22
合計	0	47	5	5	4	19	30	2	18	0	130

令和4年度上期と令和3年度上期との対比（A－B）

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			1				▲1			1	1
指導事項		1	5	18	5	▲3	▲6	1	▲16		5
注意事項		2	3	2	3	▲2	1		3		12
合計	0	3	9	20	8	▲5	▲6	1	▲13	1	18

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、3機関で3件あった。

(1) [感染症対策企画グループ] (支出1)

令和2年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金について、出納閉鎖である令和3年5月31日までに支払が行われなかったため、1,352,000円が国庫補助対象とならず、その不足分を県費で充当することとなった。

(2) [二拠点居住推進課] (収入1)

令和2年度分の地方創生推進交付金の一部について、令和3年度に予算を繰り越すに当たり、誤った内容で国への申請を行ったことにより国費の交付が受けられず、その不足分に充当するため県費の支出が1,846,000円増大することとなった。

(3) [福祉保健総務課] (その他1)

収入に関する事務や給与に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。

指導事項 6件 (収入1、給与2、物品1、財産1、契約1)

①歳入について、次のとおり収入未済があった。

診療報酬に係わる返納金

令和3年度分 先数 1件 22,960円

②週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。

③週休日の振替を行った際の週休日の勤務における午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務について、夜間勤務手当が支給されていないものがあった。また、同時間帯の勤務がないにもかかわらず、夜間勤務手当が支給されているものがあった。

④貸借物品について、財務規則第168条に定める占有物品払出調書が作成されていなかった。

⑤貸付財産について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。

⑥SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出検査委託契約において、次のとおり不備があった。

ア 契約書の契約解除に関する違約金条項について、金額の算定方法に不要な文言が記載されていた。また、消費税及び地方消費税相当額を含む契約金額を基に違約金を算出する内容となっていなかった。

イ 情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていないことがあった。

8 指導事項の主な内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 収入 (45件) | 収入未済 (40件) など |
| (2) 支出 (8件) | 資金前渡精算が適切に行われていなかったもの (2件) など |
| (3) 給与 (23件) | 給与の諸手当の認定及び支給が適切に行われていなかったものなど |
| (4) 物品 (9件) | 占有物品に係る事務が適切に行われていなかったもの (3件) など |
| (5) 財産 (14件) | 取得用地が未登記であったもの (11件) など |
| (6) 契約 (9件) | 業務委託契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項が履行されていないもの (4件) など |

- (7) 工事 (1 件) 工事打合簿が作成されていないものがあった
- (8) 重点事項 (2 件) 毒物及び劇物が鍵のない保管庫に保管されており、鍵の管理者が定められていなかったものなど

9 注意事項の主な内容

- (1) 収入 (4 件) 直接収納の取扱いについて不備のあったもの (2 件) など
- (2) 支出 (5 件) 資金前渡精算が適切に行われていなかったもの (4 件) など
- (3) 給与 (2 件) 通勤手当の認定において、不備のあったもの (1 件) など
- (4) 物品 (3 件) 郵便切手受払簿に関するもの (2 件) など
- (5) 契約 (15 件) 契約書に貼付すべき収入印紙の金額に誤りがあったもの (7 件) など
- (6) 工事 (2 件) 工事打合簿に不備があったもの (1 件) など
- (7) 重点事項 (3 件) 毒物及び劇物の保管庫の鍵の管理簿が作成されていなかったもの (2 件) など